

福建省專利促進及び保護條例

2014年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

福建省專利促進及び保護条例

(2013年11月29日付けの福建省第12期人民代表大会常務委員会第6回会議にて可決された)

第一章 総則

第一条 発明創造を奨励し、専利の活用を促進し、専利保護を強化し、革新能力と水準を向上させるために、『中華人民共和国専利法』等の法律・法規に従い、本省の実情を踏まえて、本条例を制定する。

第二条 本条例は、本省の行政区域内における専利促進と保護及びその関連活動に適用する。

第三条 専利促進及び保護は、創造の激励、有効な活用、法による保護及び科学的管理の原則に従わなければならない。

第四条 県級以上の地方人民政府は、専利業務への指導と援助を強化し、専利業務を国民経済と社会発展計画に盛り込み、技術革新激励体制を健全化し、専利取引市場を発展させ、専利実施と産業化を促進し、専利事業の発展を推進しなければならない。

県級以上の地方人民政府は、専利促進と保護のための資金投入を強化し、専利出願や専利技術開発の普及を金銭的に援助するための資金を複数のルートで調達しなければならない。

第五条 県級以上の地方人民政府の専利業務管理部門は、本行政区域内における専利促進と保護業務を担当する。

県級以上の地方人民政府の財政、工商、公安等の関係部門は、各自の職責に基づいて専利促進と保護業務を適切に行わなければならない。

第六条 県級以上の地方人民政府及びその専利業務管理部門は、専利知識の宣伝普及業務を強化し、公衆の専利意識を向上させ、専利促進と保護のための良好な社会雰囲気形成を推進しなければならない。

第七条 専利出願が公開又は公告される前の発明創造の内容について、専利業務管理部門及び関係業界協会は秘密保持義務を履行しなければならない。

第二章 専利促進

第八条 県級以上の地方人民政府は、専利奨励、専利実施と産業化、専利保護と管理等の方面に使用するための専利発展特別資金を設立しなければならない。

第九条 省人民政府は、専利賞を設け、本省の行政区域内において顕著な経済・社会効益をもたらした専利プロジェクトの専利権者や発明者、考案者を表彰する。

区を設けている市、県（市、区）の人民政府は、当地区において良好な経済・社会効益をもたらした優秀な専利プロジェクト又は専利業務の成績が突出した単位や個人に奨励を与えなければならない。

第十条 県級以上の地方人民政府は、企業が自主的な研究開発、購入、合併、特許経営、実施許諾、連盟等の方式によって企業発展に必要とされる専利を取得するよう支持しなければならない。

企業による知的財産管理国家標準の実施を指導かつ支持し、企業のコア競争力を向上させる。

第十一条 県級以上の地方人民政府及びその他の関係部門は、専利人材チームの構築を強化し、企業、科学研究機構、大学及びその他の組織が専利人材を育成し、専利人材育成に関する対外協力を展開し、国内外のハイレベル専利人材を導入するよう奨励・支持しなければならない。

企業は、職員の革新意識の育成を強化し、職員が本職の職務に立脚して、技術革新と発明創造を展開するよう奨励しなければならない。

第十二条 政府が調達する又はその他の財政資金を利用して調達する場合は、同等の条件で専利製品を優先的に購入しなければならない。

第十三条 単位や個人が法により専利出願権譲渡、専利権譲渡、専利実施許諾又は専利権の質権設定登記、現物出資等の方式によって専利活用を促進するよう奨励する。専利出願権譲渡契約、専利権譲渡契約、専利実施許諾契約が法により登記又は届出された場合は、法により税収優遇を享受することができる。

第十四条 大学、科学研究機構及び企業・事業単位が複数のルート、複数の方式による提携を展開し、専利の開発と活用を促進するよう奨励・支持する。

第十五条 企業、事業単位が専利の研究開発への投入を増やすよう奨励する。企業は、専利を開発するための投入費用及び取得した適格の技術移転所得につき、法により税収優遇を享受することができる。

第十六条 金融機構は国の関連規定に従い、専利実施と産業化を支持し、専利権の質権設定登記や貸付を展開し、専利実施と産業化プロジェクトのために信用貸付の支援を提供しなければならない。

保険機構は、国の関連規定に従い、専利保険業務を展開しなければならない。

第十七条 発明者、考案者の発明創造が専利権を付与された場合は、関連専門技術職資格評定の根拠とすることができる。省級以上の専利賞を取得した場合は、関連専門技術職称を破格して申告する条件の一つとすることができる。

第十八条 専利権を付与された単位は法律・法規の規定に従って職務発明創造の発明者、考案者に奨励金を支給しなければならない。専利権が譲渡された場合は、職務発明創造の発明者、考案者に報酬を支給しなければならない。

奨励金と報酬は、現金、株式、持分収益又は当事者間で取り決めたその他の形式で給付することができる。給付の金額、時間及び方式等は、当事者間で法により取り決めるものとする。

第十九条 省人民政府の専利業務管理部門は、専利情報サービスプラットフォームを構築し、専利取引と活用のために公共サービスを提供し、専利情報の伝達と利用を促進し、専利取引と活用を推進しなければならない。

単位や個人が技術開発と新技術、新製品の輸出入の際に専利検索を行うよう奨励する。

第二十条 専利業務管理部門は、企業、大学、科学研究機構等の単位の専利業務への指導を強化し、その専利管理制度の構築、健全化に協力し、社会のために専利情報、専利出願、専利実施、専利権保護等のサービスを提供しなければならない。

第二十一条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、国有専利占有単位は国の関連規定に従って専利資産を評価しなければならない。

- (一) 専利出願権、専利権を譲渡する場合。
- (二) 専利資産で値踏みして出資する場合。
- (三) 変更又は終了前に専利資産を値踏みする必要がある場合。
- (四) 他の企業、経済組織又は個人と合資、提携の形式で専利を実施する場合。
- (五) 法律・法規で規定されるその他の評価すべき状況。

第二十二条 県級以上の地方人民政府の専利業務管理部門及び業界組織は、重点分野における専利早期警告の研究を強化し、国内外の専利状況、発展傾向、競争態勢等の情報を収集、分析、発表し、企業が専利早期警告応急メカニズムを構築し、専利紛争への対応能力を向上させ、産業の安全を確保するよう指導・援助しなければならない。

第二十三条 省人民政府の専利業務管理部門は、関係専門家を招聘して専利鑑定コンサルティング委員会を結成し、関連法律・法規に従って専利鑑定のコンサルティングサービスを行うことができる。

第二十四条 関係業界協会は、会員による専利出願及び実施を奨励し、会員が法により自主的な専利権を擁護するよう支持し、会員が他人の専利権を尊重するよう督促しなければならない。

第二十五条 独立して公正かつ規範的に運営する専利代理機構の発展を奨励する。

専利代理に従事する機構又は個人は、関連法律・法規に従って業務執行資質又は資格を取得しなければならない。

専利代理機構及びその専利代理人は、独立して客観的かつ公正に仲介サービスを展開しなければならない。虚偽の検索、評価報告書を発行してはならず、不正手段で業務を請け負ってはならず、当事者及びその他の社会公衆の利益を害してはならず、専利出願が公開又は公告される前に依頼人の発明創造の内容を漏洩してはならない。

専利業務管理部門は職責に基づいて専利代理機構への監督管理を実施する。

第二十六条 県級以上の地方人民政府は現地の実情に応じて、効果的な措置を講じて福建省・台湾間の専利交流・協力を促進し、台湾地区の専利代理機構が当地区で分岐機構を設立するよう支持し、大陸専利代理人資格を取得した台湾地区の住民が当地区の専利代理機構で実習又は就業するよう奨励しなければならない。

第三章 専利保護

第二十七条 いかなる単位又は個人も専利詐称又は他人の専利の不法実施を行ってはならず、専利詐称又は他人の専利の不法実施のために便利条件を提供してはならない。

第二十八条 専利権者の許諾を得ずにその専利を実施し、権利侵害紛争を引き起こした場合、当事者は協議して解決することができる。当事者が協議を望まないか又は協議が成立しなかった場合、専利権者又は利害関係者は専利業務管理部門に処理を請求することができ、人民法院に訴訟を提起することもできる。

第二十九条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合は、専利権侵害紛争処理請求書及び関連証拠を提出し、かつ次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (一) 請求人は専利権者又は利害関係者であること。
- (二) 明確な被請求人及び具体的な請求事項、事実、理由があること。
- (三) 当事者双方とも人民法院に訴訟を提起しなかったこと。
- (四) 専利業務管理部門の受理及び管轄範囲に属すること。

第三十条 専利業務管理部門は、専利権侵害紛争処理請求書を受け取った日から5営業日以内に条件を満たしたものについて受理決定を下さなければならない。条件を満たさないものについて受理せずかつ書面にてその理由を説明しなければならない。

専利業務管理部門は、受理日から5営業日以内に請求書の副本を被請求人に送達しなければならない。被請求人は、請求書の副本を受け取った日から15日以内に答弁書及び関連証拠を提出しなければならない。被請求人が答弁書及び関連証拠を提出しなかった場合は、処理手続きの進行に影響を与えないものとする。

第三十一条 専利業務管理部門は立件日から4ヶ月以内に処理決定を下さなければならない。情状が特に複雑で、規定した期間内に処理決定を下すことができない場合は、専利業務管理部門の責任者の許可を得て、期間を適宜延長し、かつ書面にて請求人と被請求人に告知することができる。但し、延長期間は30日を超えてはならない。

被請求人は答弁期間内に専利権無効宣告を請求する場合、専利業務管理部門に処理中止を書面にて申し立てることができる。処理を中止するかどうかは、専利業務管理部門が審査した上で書面にて当事者に通知する。

事件処理中における公告、中止、鑑定期間は専利権侵害紛争処理期間内に計上されない。

当事者は処理決定に不服がある場合、法により行政不服審査を申し立てる又は行政訴訟を提起することができる。

第三十二条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争の処理又は専利詐称被疑事件の調査処理にあたって、次の各号に掲げる職権を行使することができる。

(一) 当事者や証人を尋問すること。

(二) 事件に係る契約、証書、図面、帳簿、ファイル等の資料を閲覧、複製すること。

(三) 事件に係る製品、専用ツール、設備等の物品及び関連ソフトウェアを現場で検査し、録画すること。

(四) 専利を詐称した製品であることを証明する証拠があるものに対し、法により封印又は押収することができること。

専利業務管理部門が法により前項に規定する職権を行使する場合、関係単位や個人はこれに協力、服従しなければならない、拒否したり妨害したりしてはならない。

第三十三条 専利業務管理部門は、専利権侵害が成立し、処理決定を下した場合、次の各号に掲げる措置を講じて権利侵害行為を制止することができる。

(一) 専利権者の許諾を得ずにその専利製品を製造した場合は、その製造を停止しかつ専利製品の製造に使用される金型、専用設備を廃棄又は解体するよう命じ、製造された専利製品の使用を停止するとともに、いかなる形でも当該製品を市場に投入しないよう命じる。

(二) 専利権者の許諾を得ずにその専利方法を使用した場合は、当該専利方法又は当該専利方法により直接得られた製品の使用を停止するよう命じるとともに、いかなる形でも当該製品を市場に投入してはならない。

(三) 専利権者の許諾を得ずにその専利製品又はその専利方法により直接得られた製品を販売した場合は、販売を停止するとともに、販売していない専利製品又はその専利方法により直接得られた製品を移転しないよう命じる。

(四) 専利権者の許諾を得ずにその専利製品又はその専利方法により直接得られた製品の販売を許諾した場合は、いかなる実際の販売行為も行わないよう命じる。

(五) 専利権者の許諾を得ずにその専利製品又はその専利方法により直接得られた製品を輸入した場合は、当該製品の輸入、販売、使用を停止するとともに、いかなる形でも当該製品を市場に投入しないよう命じる。

前項措置を講じても権利侵害行為を制止するのに十分でない場合、専利業務管理部門は、権利侵害者に権利侵害製品の廃棄又は解体を命じることができる。権利侵害者が権利侵害行為の停止を拒否した場合、専利業務管理部門は法により人民法院に強制執行を申し立てることができる。

第三十四条 専利業務管理部門は当事者の請求に基づいて専利紛争の調停を行うにあたって、

自由意思、合法の原則に従い、当事者間の和解又は調停合意達成を促さなければならない。調停合意に達した場合、双方当事者は法により管轄権のある人民法院に司法確認を申し立てることができる。

第三十五条 専利業務管理部門は、専利権擁護援助メカニズムを構築・健全化し、権利擁護援助を強化し、権利擁護援助ルートを拡大し、法により専利権擁護サービスを展開し、公民、法人及びその他の組織のために専利権擁護の情報、法律、技術等に関する支援を提供しなければならない。

専利権擁護援助機構、専利代理機構、大学、科学研究機構、社会团体が公民、法人及びその他の組織のために専利権擁護援助を提供するよう奨励する。

第三十六条 いかなる単位と個人にも、専利業務管理部門に専利詐称等の違法被疑行為を通報する権利がある。

通報を受けた専利業務管理部門は通報人及び通報内容を秘密として保持しかつそれを速やかに調査処理しなければならない。事実であると確認した場合は、通報単位や個人に奨励を与えなければならない。

第三十七条 広告主は専利に関わる広告を掲載する場合、当該専利権有効証明を提出しなければならない。

広告媒体業者は広告主から提供された専利権有効証明を調べなければならない。提供されなかった場合は、専利に関わる広告を掲載してはならない。

第三十八条 展覧会、推進会、見本会等の展示会の開催単位は、専利標識や専利番号が付記された出展製品又は技術について、専利証書又は専利許諾契約等の有効証明を提出するよう出展者に求めなければならない。有効証明を提出できない場合は、専利の名義での出展を禁止する。

専利業務管理部門は、展覧会、推進会、見本会等の展示会における専利に関する監督管理を担当する。

第四章 法的責任

第三十九条 専利権侵害が成立すると認定された行政処理決定又は民事判決が発効した後に、権利侵害者が同一の専利権について同種の権利侵害行為を再び実施し、専利権者又は利害関係者がその処理を請求した場合、専利業務管理部門は権利侵害を直ちに停止するよう命じる旨の処理決定を直接下し、違法所得を没収するとともに、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合は、1万元以上5万元以下の罰金に処する。

第四十条 本条例第二十五条第二項の規定に違反し、法により専利代理業務執行資質又は資格を取得せずに営利目的で専利代理サービスに従事した場合、専利業務管理部門は是正を命じ、違

法所得を没収するとともに、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処する。違法所得がない場合は、1万元以上5万元以下の罰金に処する。

第四十一条 本条例第二十五条第三項の規定に違反し、虚偽の検索、評価報告書を発行した又は専利出願が公開又は公告される前に発明創造の内容を漏洩した場合、専利業務管理部門は違法所得を没収するとともに、5千元以上3万元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合は、営業停止、整理整頓を命じる。

第四十二条 本条例第二十七条の規定に違反し、専利を詐称した場合、法により民事責任又は行政責任を負わせる以外に、専利業務管理部門はマスコミを通じて違法事実を公告することができる。専利詐称又は他人の専利の不法実施行為のために便利条件を提供した場合、専利業務管理部門は違法所得を没収するとともに、期限内に是正するよう命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合は、5千元以上3万元以下の罰金に処する。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第四十三条 本条例第三十二条の規定に違反し、関係単位又は個人が事件に係る契約、証書、図面、帳簿、ファイル等の資料の提出を拒否したり当該資料を隠蔽、移転、廃棄したりした場合、又は封印・押収された物品を移転、廃棄した場合、専利業務管理部門は関係単位又は個人に対して5千元以上5万元以下の罰金に処する。

第四十四条 専利行政法執行者の法による職務執行を拒否、阻害し、『中華人民共和国治安管理処罰法』に違反した場合、公安機関は治安管理処罰を与える。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第四十五条 専利業務管理部門の職員は次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、法により処分を与える。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

- (一) 職務上の便宜を利用し、他人に財物を要求したり他人から財物を受け取ったりする場合。
- (二) 不適切な封印・押収により、当事者の合法的權益に損失を与えた場合。
- (三) 専利を詐称した単位又は個人をかばい、放任し、又は内通して情報を漏らすことでその調査処理の回避を助けた場合。
- (四) 専利出願が公開又は公告される前に発明創造の内容を漏洩した場合。
- (五) 法により職責を履行しなかったその他の状況。

第五章 付則

第四十六条 本条例は2014年1月1日より施行される。2004年6月2日付けの福建省第10期人民代表大会常務委員会第9回会議にて可決された『福建省専利保護条例』は同時に廃止される。

出所：2013年12月17日付け福建省人民政府ウェブサイトを基にJETRO広州事務所で日本語訳を作成

http://www.fujian.gov.cn/zwgk/flfg/dfxfg/201512/t20151222_1200260.htm